

天領

会報
第15号

1988年7月



大田邇摩法人会

目 次

《座談会》コンサルタント 恒松宣二郎氏を訪ねて……	1
「社団化」創立総会日程きまる……	3
税制改正について……	4
企業訪問《有限会社芝尾瓦工場》……	5
囲碁コーナー……	6
非違事例……	7
「石東地区の景況について」 <small>高野昌信 柳井隆雄 柳井隆雄</small> 奥野昌平……	8
ふるりの散歩路「史跡の里 石見銀山」……	12
質問手帳……	14
天領の秘話「石見銀山が武田信玄らに与えたショック」……	16
会員親睦ゴルフ大会開催……	18
三婦人部合同研修会……	19
おまつり広場……	19
ミニ税務コーナー……	21
おしらせ……	21
ストレッチ体操……	23
囲碁解答……	23
編集後記……	24

03 瓦の公園⁰³

メルヘンパーク

水上町の地質を形成しているのは、都野津層と呼ばれる粘土鉱床であり、他の地域の粘土に比べ、耐火、耐寒といった点で優れている。

この瓦の町水上にメルヘンの世界をほうふつさせるユニークな瓦工場が出現した。

これは、瓦メーカーが瓦を販売しているのにもかかわらず自社工場に瓦を使っていないのは、不自然である。鉄骨工場は、ふつう3寸勾配で設計されるものであり、かたながれ17m、最長32mという大きなものに瓦を使用するという発想は、一般的ではなかった。しかし、3S瓦の「もらない」「ずらない」「動かない」という3大特長を生かそうという発想に端を発し、それに加えて、ロマン、話題性、未来性、あるいは、大衆性など夢がある工場を建設したいということでこの「瓦の公園、メルヘンパーク」ができていった。

完成した工場は、4,200㎡に約70,000枚の瓦を使用し、色彩豊かに50色の色を使ったすばらしいものである。夜は照明により一段とそのあでやかさが倍増する。

現在は、この工場を一目見ようと全国各地から見学者が訪ずれるなど、瓦工場というより観光地の一つとして、小さな町に一大センセーションをまきおこしている。

座談会

ふるさとへのアドバイス

コンサルタント

恒松宣三郎氏を訪ねて

三月二十二日(火) 大田遡摩法人会広報委員会メンバー六名は、コンサルタント、恒松宣三郎先生を訪ね、お忙がしい最中、ふるさとへのアドバイスをいただくため、座談会を催しました。

以下当日の対談内容の骨子のみを記載致します。

工場誘致

【渡辺】本日は、当地方ご出身の著名な方々に、法人会々報「天領」を通じて、ふるさとの皆様にアドバイスを戴く企画のため、お邪魔いたしました。



法人会は、経営の研究や、税務の勉強をして、お

互い、切磋琢磨し経営改善をはかることを目的としています。

【恒松】そうですね。皆様りっぱな方々ですね。



【和田】今回は、次の十五号に掲載させていただきます。よろしくお願いします。

まず最初に先生の経歴からお伺い致します。

【恒松】私は、大阪商大を卒業し、戦争前に横浜のナショナルシテイバンクに四年程おりましたが、父親の病气により、大田に帰り郵便局に務め、十年ほど当時郵便局長を務めていました。そして終戦後ナショナルシテイバンクが、東京で再開されました、前に少しでも慣れていたものは、役立つというので来てくれなにかと話がありました、再度シテイバンクに就職し、銀行マンとして、務めてまいりました。

現在は、コンサルタントをしています。



【森吉】現在コンサルタントをしておられるという事ですが、ふるさとへのアドバイスという事で工場誘致についてどうお考えでしょうか。

【恒松】工場誘致というのは、会社によって水の便、交通の便、天候の具合、人の集り、場所、そういうものを考えたうえ製品を作るために工場を誘致するものです、だからただ工場を誘致したら物が出来るというものではないんです。

特にこのごろは、競争が激しいですからね、特別に根のはえたものでないためですね。

たとえば、アメリカのシリコンバレーという所は、工場が出来てそこに人が集って町が出来たんですよ、このような例は、世界中い

くからでもありますよ。

今日、大田の町で或る電機会社誘致の話を知りましたが、場所が確保出来ているなら、その会社に匹敵するように地元の企業がやればいいんですよ、又、大きく出来るようにみんなを育てていく事が大事なんですよ。

リゾート計画

【渡辺】難波社長は、新観光開発協議会の議長さんとしていますが、大森が街並み保存の指定を受けましたが、それと併せて銀山を観光地にしていくという考えでありますが、それと、三瓶を中心としたリゾート開発に取り組んでいますか何かアドバイスがありますでしょうか、よろしくお願いします。

【難波】私はね、リゾート開発は、一生懸命努力され



座談会

ている気持ちは、よくわかりますが、非常に難しいことだと思えます。又、六百五拾億の金を投資することは、商売人の発想からすると、どうしても相当の売上をしないといけませんから
ね。

【恒松】政府の企画とか、官公庁の企画だと補助金やら、あるいは税金の面での対応をすぐ考えるのですが、今後のリゾート開発は、我々は企業者だという認識を忘れてはいけないと思えます。それと他にはない三瓶のよさを十二分に生かす企画が必要と思えます。

ただ宣伝によって一見の客が来ても維持が出来ませんからね。

【大野】そうですね、一度来ただけでなく二度、三度来てくれるようにしては
ね。



【恒松】そうですね、最初は物珍らしく皆さん来てくれるかもしれませんが、それは企業はなりたちません。
【伊藤】現在の太田市の観光は又、来たいという人がほとんどおりませんからね。
【和田】二度、三度と行きたくなるように観光客の気持ちを変える手段が必要だと思えますね。



【大野】魅力がないとダメという事ですね、他と同じ事をやっているもいけないという事ですね。

【恒松】お客の気持ちを満足させることが大事なんですよ、それと私は企業者だという認識を忘れてはいけないと申しましたが、企業で一番大切な事は、接客の心得ではないかと思えます。話しは少し変わりますが、私は、接客心得十ヶ条を作つて皆さんにお話しをして

いるんですが内容は、この表の通りなんです。

【難波】私もいたいたいんですが、大変参考になりましたよ。

接客心得帖 桂仙(丸)

一、お客は神様、奉仕は仏心。

二、明るく丁寧な挨拶を、感謝を込めて「おれどもを下さいます、またどうぞ」

三、決まらぬ客の来られた困つた不便を察し、先にお詫言ふ、自身は受けるが仕事は休め。

四、客の名を呼ぶて友となり、呼びかけを大切に、差し出す品にアクセント。

五、銘や態度の中には人柄をかくらぬ接客は二度と来さず、丁重に！

六、調理はわが生涯の藝術、一つ一つの心こめて、清潔、精進、上品に仕上げよ。

七、食は健康、飲めば心癒さず、さわやか、わざと品を毒、自分も苦しむべからんか？

八、若い人は仕事覚えさつて中高年は接客ももつて、客、ストライクも受けよ。

九、心算す今日、一人は明日の顧客再来。

十、主客、別つて福徳圓滿めをたべよ。

客が一度来て、もう来たくないという受け入れ体制です。



【恒松】私はね、リゾートにしても商売でも接客の心得は共通していると思えます、いかにお客に満足していただくかが大切だと思います。
【難波】この接客心得帖によりますと、一方では二度三度来ていただきたいし、一方では丁重におこたわり……。

【伊藤】この心得帖は我々製造業又他の業種にも適用出来ますね、物を作つて売り金をいただくという事だけでなく、皆様にいかに満足していただけるかという気くばりが大切だ
という事ですね、やはり基本は、お

【森吉】商工会議所と致しまして、今後このリゾート開発については真剣に取り組んで参りたいと思っております、まだこれから道路の問題、海岸線の問題等ございますが、時間が参りましたのでこのあたりで終りたいと思えます。本当に有難うございました。

創立総会日程きまる

日 時 九月九日(金) 午後三時
場 所 大田グランドホテル

大田遯摩法人会は、昭和三十年十月発足以来、本年で三十三年を迎え会員も現在三五九社を擁する団体として躍進して参りました。この間会員のご協力のもとに自主的事業活動の充実に努めるほか、法人企業に關連する税制等について、關係機関に建議する等、その成果をあげて参りました。今回当法人会の事業活動を、より強力に遂行するため法的人格を有する社団法人に組織替えすることが急務と考え、社団化を推進するため特別委員会を設置して、種々審議を重ね現在の任意団体を社団法人にする運びとなりました。

現在全国では、六十三年三月末現在三五一会がすでに社団化されており、中国管内でも二七会が社団化されておる現状であり、本年度も各地で社団化の生声が聞える今日、当法人会も時の流れに乗り遅れないよう、来る九月九日に、広島国税局を始めご来賓多数のご臨席を仰ぎ、社団法人大田遯摩法人会創立総会を開催致します。

公益法人とは

「法人」とは、法律により権利能力を与えられ、社会活動の主体となるものが、承認されるものでその活動は理事等の機関を通じて行われ、機関の行為は法人に帰属するものである。公益法人は①公益に關す

社団法人

「社団」とは、人の集合体であつて、一つの団体としての目的、組織、意思をもち、団体自身が社会における一つの構成分子として、認識され得る程度の存在とされている。このような、社団に、民法によつて法人格を与えた場合、社団法人となり、商法による場合は会社となる、社団の体裁を整えていても、いずれの法

法人会の事業目的と存在価値

律によつても法人格が与えられていないものは、任意団体又は、権利能力なき社団と呼ばれています。

◎事業活動を通じて企業経営の健全化を図り、地域社会の発展に寄与するとともに、民主的な自主申告納税制度確立のため、税務行政に協力することを目指す。

◎法人会は、目的達成のための知識吸収の場となり、情報交換の場となり、税務当局との意志疎通の場となり、又、会員相互の融和と団結の場となり、真に会員のための運営を行うことによつて、会員企業の発展と納税思想高揚のための有力な媒体となり得る。

公益法人化のメリット

◎会員数の増加(所管法人数の五〇%以上) 財政基盤の確立(基本財産五百万円) 事務局の充実により、従来に増して活発かつ充実した事業活動が出来る。

◎法人格をもつことにより社会的地歩が確立され、権利義務の主体としての活動が出来る。

◎大蔵省の外部団体としての社会的信用が高まる。

◎説明会、研修会、講習会、講演会、優良出版物の紹介幹旋、法人会報等を通じて、税務、経理、経営、労働、金融などの知識や情報が得られ、企業経営に反映できる。

◎情報、資料の収集と交換が出来る。

◎会員相互の融和と意志の疎通ができる。

◎税務当局との接触により意志の疎通が図られる。

◎全国組織を通じて関係機関に対し、租税負担の合理化と改善の要望活動ができる。

税制改正について

去る三月三十一日に「租税特別措置法の一部を改正する法律」が可決、成立しました。今回の主な改正事項は次のとおりです。

一、居住用財産の買換え特例の原則廃止

居住用財産の買換えの特例の対象となる家屋又は土地等は、その年一月一日において所有期間が十年を超えるもののうち所定の居住用財産に該当するものとされていましたが、今回、次に掲げる要件に該当する居住用財産に限ることとされました。

(1) 譲渡者本人の父母又は祖父母が居住の用に供していた家屋又は土地等で、これらの者から相続又は遺贈により取得したものであつて

(2) 譲渡者本人がその家屋に三十年以上の期間におつたて居住の用に供していること。

ただし父母又は祖父母から相続又は遺贈により取得した後にその家屋の取り壊し等をし、同一敷地に遅滞なく建替えた家屋については相続により取得した家屋と同様に扱うこととされています。

従つて配偶者又は兄弟からの相続、遺贈の場合や、自分が取得したものに三十年以上住んでいる場合には認められませんが、又建替えた家屋の場合その年一月一日において所有期間が十年を超えているものに限ります。

この改正は六十三年四月一日以後の譲渡について適用されます。

二、住宅取得促進税制の拡充

六十二年改正で住宅取得特別控除の控除期間が五年間（従来は三年間）に延長され更に今回、次のように拡充される事となります。

た。

(1) 公的な借入金等について控除対象限度額二十万円の範囲内でその年末残高の金額（改正前二分の一相当額）を控除の対象とする。

(2) 適用対象となる借入金等の範囲に自己の居住の用に供している住宅の増改築等（その工事費の額が二百万円を超えること等一定の要件あり）の資金に充てるため借入れた償還十年以上の借入金等。

(3) 適用対象者の所得要件を三千万円以下（改正前一千万円以下）に引き上げる。

(4) 適用対象となる住宅の床面積要件の上限（改正前二百㎡）を徹底する。などです。

六十三年一月一日から六十四年十二月三十一日まで間に自己の居住の用に供した場合に適用されます。

三、特別税額控除等関係
エネルギー・基盤高度化設備投資促進税制は期限の到

来をもって廃止されましたがこの目的と基本的には変わらない経済社会エネルギー・基盤投資促進税制が創設されました。

その内の一つに青色申告法人（製造業、建設業、卸売業、小売業等事業の範囲あり）の中小企業者等が中小企業者用経済社会エネルギー・基盤強化設備（取得又は製作する一台又は一基の取得価額が百六十万円以上の機械及装置で、エネルギーの効率的利用に資する効果が著しいものとして通商産業大臣が事業の所管大臣及大蔵大臣と協議して指定するもの等）を取得した場合、取得価額の三十％の特別償却、又は取得価額の七％の特別税額控除（当期の法人税額の二十％相当額が限度）の選択適用が認められます。そして特別償却不足額及び二十％相当額を超えるため控除しきれない税額がある場合はそれぞれ一年間の繰り越しができます。

これは六十三年四月一日から六十五年三月三十一日まで取得等し、一年以内に事業の用に供することが必要です。

四、赤字法人課税の緩和
欠損金の繰戻還付制度の停止と、直前年度欠損金の繰越控除の凍結のいずれの措置も適用期限の到来をもつて廃止されました。

従つて六十三年四月一日以後に終了する事業年度からは法人税法の規定どおりの欠損金の繰越控除及欠損金の繰戻還付が行えます。ただし所得税額控除の四年間繰越制度は六十五年三月三十一日まで存続することになっています。

尚、六十二年改正で法人県民税において、県民税利子割が創設され六十二年四月以降に支払を受ける利子等の額に県民税の利子割が五％課税されることになり、法人税の所得税額控除と同様に利子割額を法人税割額から税額控除することになります。

わが社の経営方針



有限会社芝尾瓦工場
代表取締役社長 芝尾 金男

(資本金 二、〇〇万円)
(従業員 一三二名)

当社は、昭和十八年父が瓦の製造を始めて四十五年の歳月を迎えております。

当時、父は九州の福岡で酒、タバコ、呉服、衣類等々の販売をしていました。又、海軍の衛生兵でしたので病院の経営をしていた経歴もありましたが、母が大森の出身でしたので、しばしば大森の町に来ていたんです。そのころ、地元の瓦業界の皆様から勧められて、小さな工場を買ったのが瓦業界に入ったきっかけでございます。

当時は、登り窯一基で従業員もわずか十人たらずで

営業してはいたものの、父も九州から時々こちらへ来るという状況でございました。

昭和二十年春、福岡地方も空襲が激しくなり又、食糧難になった為、田舎に疎開するという形で家族全員こちらへ引越してまいりました。

それから本格的に瓦の製造を始めたんですが、機械等は中古品ばかりで修理しながら使用してました。又、車もないので荷車、ネコ車粘土は人力で運搬していたようです。

戦後の復興とともに瓦の需要も増し昭和二十七年に



朝鮮動乱による景気も手伝って瓦の需要は日増しに増加してまいりましたので、一基増設をして増産を行うようになりました。

昭和三十年資本金二〇〇万円で有限会社に改組したものの、当時は登り窯二基で年間六十万枚位の生産しか出来ず、又、セメント瓦に押され、焼き瓦は斜陽産業的になり、借入しても返済出来ない状況であり父と私は、倒産するものかと日

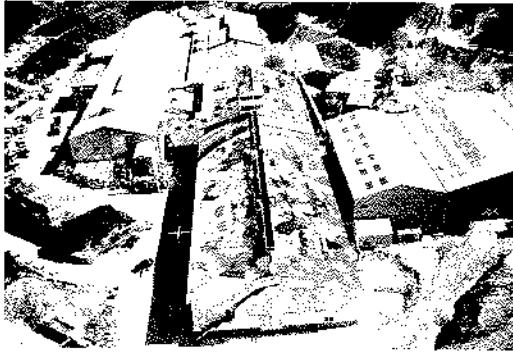
夜努力してまいりました。そして、昭和三十八年「中小企業近代化促進法」の施行により、全国的に設備改善が呼ばれるようになりましたが、当社は社長が高令の為、実質的に私が経営にのり出しました。従業員は、私より先輩ばかりであり、自分で売り込みなど営業全般を行ない、又、合理化を図るため大変苦労した時代でした。

昭和四十二年個人では、石州で一番最初にトンネル窯を新設したため、従来の登り窯の火は完全に消えてトンネル窯による製造へと移っていきましました。

生産量も月産十萬枚の製造を行なうようになり、このころより増産体制に入りました。続いて、昭和四十七年に第二号トンネル窯を新設し、月産三十萬枚を生産するようになり、昭和五十二年には、第三号窯を改築し、いよいよ、量産体制に入って行くと共に、販路拡張の為に九州の福岡に卸セ

ンターを開設し、「生産販売」という形の中で経営に取り組んでまいりました。しかし、昭和五十六年をピークに住宅産業も好況から不況業種へと移行したため、生産調整を行ないながら、このままでは経営に圧迫を生じると思い、新しい製品を開発しようと日夜研究に研究を重ねた結果、現在販売しております「ウルトラ3S瓦」の製造に成功したのが昭和五十八年であります。

このウルトラ3S瓦というのは、スリーセフティー(三つの安全)という特長をもった瓦で①もらない逆水止瓦②ずらないぎり止瓦③動かない超安定瓦という三つの特長をもった瓦です。その上に④人の生命を考えた安全瓦⑤一枚一枚で雪を止める雪止め瓦⑥水の流れを変えた低勾配瓦です。この新製品の良さをお客様に知っていただくため、年間六十ヶ所位い各地に出向いて展示会を開く中で雨もり



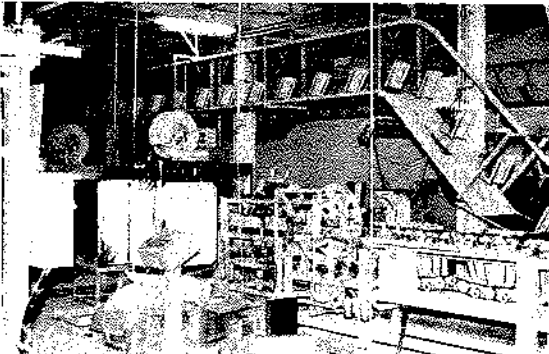
実験機あるいは、合体実験機、安全実験機、又、雪止め実験機などを使って、ご説明を申し上げておるところでございます。このような状況下において、さらに合理化を図る為、昭和六十年には、十行一段ジェットキルンを新設し、月産二四〇万枚の生産体制に入ってきました。その間、各種の最新鋭機の導入、汚水処理設備、粘土山開発等の体制を整えると共に、顧客のニーズを的確に取り入れ

つつ、中国、四国、近畿、九州全域へと販路を拡張してまいりました。そして、北陸の一部、特に福井県には去年位から販売をするようになり、事業規模が大きくなる中で、総合的に力をつけていく事が大切だと思っております。

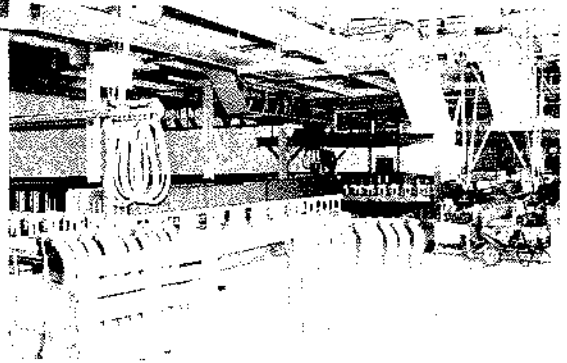
我が社は、粘土部門、製造部門、販売部門、運送部門、の四つに分けて営業を行っており、この四つの部門が歩調を合せ伸びなくては、事業の発展はあり得ないと思います。それには、人材育成をしなければなりません。「人は宝だ」と言います。優れた人材育成に力を入れて行く考えですが、従業員は、

- 一、和を尊ぶ
- 一、真心を尽す
- 一、使命を果たす

以上の基本を守りながら日々研鑽を重ね、努力しています。又、地場産業の一つとして地域に貢献出来る企業づくりをモットーに瓦業界では、はじめて、瓦の



公園「メルヘンパーク」を企画致しました。大田市観光の中で三瓶山、石見銀山、とあるものの、大田市内は素通りの観光となつて昨今、大田市内に宿泊されたお客様さんが、夜のメルヘンパークを見学に来られるようにと照明も取り付けました。



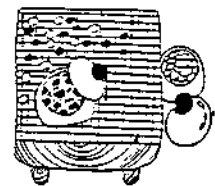
このように、地域と産業が結びついていかなければいけないと思います。これが私の経営方針です。

当社も設立以来、四十五周年を迎え、新たな決意のもとに品質の向上、企業体質の改善、健全経営に心掛け社是にしております。「日本一の瓦をつくり社会に貢献する」よう努力してまいります。思いとお祈りしております。

「瓦の公園」メルヘンパークに皆様一度お出掛け下さい。お待ちしております。お祈り致します。

最後に法人会の一層のご発展をお祈り致します。

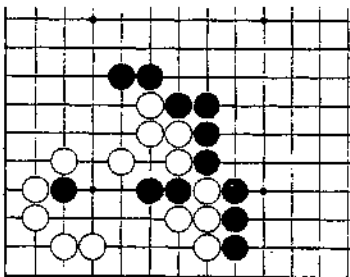
囲碁コーナー



手筋に
チャレンジ

黒番

囲中の黒二子に手はありますか。



非違事例

PART XIV

六十二年七月以降の税務調査の結果、次のような非違がありました。

一、売上の非違事例

- イ、小口売上の一部を除く外し、代表者が取得していたもの。
- ロ、魚を系統外（漁協以外）に出荷し、売上代金を乗組員で分配していたもの。

- ハ、決算期内に完成、引渡しのでしたの完了した取引を納品の完了した取引を当期の売上に計上せず、翌期の売上に計上していたもの。

二、たな卸の非違事例

- イ、たな卸の原票の集計を誤り、たな卸を過少に計上していたもの。
- ロ、決算期末において、未使用の消耗資材や機械の部品を、貯蔵品に計上していなかったもの。

- ハ、主要取扱商品のみをたな卸に計上し、他の商品の計上を洩らしていたもの。

- ニ、決算期末で未完成の工事にかかる材料費、外注費などを、未完成工事支出金に計上せず、完成工事原価に計上していたもの。

三、経費の非違事例

- イ、決算期末において、多額の利益が見込まれたため、翌期に施工を予定していた修理や、購入を予定していた消耗資材を、請求書の改ざんを相手先に依頼することにより、当期の費用として計上していたもの。
- ロ、代表者や役員個人の的な費用（自宅の水道光熱費、電話代、海外旅行費用、寺への寄付など）を、会社の費用

- に計上していたもの。
- ハ、十万円以上の資産の購入代金や、資産の改良のため支出する費用を、修繕費や消耗品費に計上していたもの。

- また、電話加入権やポケットベルの保証金の取得費を、雑費など会社の費用に計上していたもの。

- ニ、同業者団体が主催する海外観光旅行に代表者が参加し、参加費用を全額、会社の旅費や会費などに計上していたもの。

- ホ、代表者個人名義の生命保険料を、会社の費用に計上していたもの。
- また、積立性の生命保険料を全額、費用に計上していたもの。

- ヘ、同業者団体（旅行、ゴルフ、飲食などが主のもの）、ロータリークラブの会費や、得意先に対する贈答を交際費以外の科目より支出し、交際費の限度計算

- に含めていなかったもの。

- ト、役員報酬を事業年度の中で、期首に遡り引き上げ、差額の支給を行っていたもの。また、監査役に支給した役員賞与を、申告調整で、所得に加算していなかったもの。

- チ、土地と建物を一括して取得した際に、建物の取得価額を過大に評価し、建物の減価償却費を過大に計上していたもの。

四、源泉所得税の非違事例

- イ、従業員への諸手当を給与以外の科目より支給し、源泉徴収の対象としていなかったもの。また、渡し切りの旅費を支給しながら、源泉徴収を行っていなかったもの。
- ロ、役員会に出席した非常勤役員に対し給与規程を超える日当を支給し、規程を超える部分

- の源泉徴収を行っていなかったもの。

- ハ、退職した従業員を引続き雇用していたが、退職後は雑費より給与を支払い、源泉徴収を行っていなかったもの。
- ニ、支払確定後一年を経過した未払配当の源泉徴収を行っていなかったもの。

- ホ、年末に餅代の名目で支給した賞与の源泉徴収を行っていなかったもの。

◎源泉所得税の納期限のお知らせ

- 納期の特例を申請している法人の、一月から六月に源泉徴収をした所得税額の納期限は、七月十一日です。納期限を遅れて納付されますと、不納付加算税や延滞税がかかる場合があります。
- また、納付税額がない場合も、支給額や人員などを記入した納付書を税務署まで送付してください。

石東地区の景況について



島根中央信用金庫

理事長 奥野昌平

当金庫はお蔭様で本年創立四十周年を迎えることになりました。これもひとえに皆様の長きにわたる格別なご支援の賜物と先ずもって、深く感謝申し上げます次第であります。

今回は、「石東地区の景況について」述べさせていただきましたことになりましたが、最初に県内の概況を申し上げ、次に当金庫で四半期ごとに行なっている「石東地区の景気動向調査」に基づいて管内の状況を、そして最後に「今後の見通し」について若干触れ、締めくくることがいたしました。

さて、島根県内の景況は、内需の盛り上がり背景に製造業、非製造業ともに好

産水準を引上げている。

このような状況から、県内の景況は着実に上昇基調を辿り、明るさを増してきている。

○鉱工業生産指数は、一〇三月期一二四・〇（五十五年一一〇とした）と前年同期比一二・六％増加し、拡大基調が続いている。

○新設住宅着工戸数は、一〇三月期一、三九一戸と前年同期比一三・九％増加、増勢がやや鈍化しているものの高い水準を維持している。

○公共工事前払保証額実績は、一〇三月期一六、二七六百万円と前年同期比四三・九％と国・県・市町村からの発注が例年になく活発で高い伸びとなっている。

○個人消費は、百貨店売上高（島根・鳥取県）が上向いており、一〇三月期の実績は前年同期比七・五％増加と堅調である。

また、新車登録台数（小型乗用車）も前年同期比二・八％と高級車の比重を増大させながら高い伸びを続けている。

○消費者物価指数（松江市）は、九九・八（六十年一一〇とした）と落ち着いた動きとなっている。一方、信用金庫の窓口からみた石東地区の景況は、六十二年下期から売上・収益とも回復に転じて以来、製造業、非製造業とも基調を持続した動きとなっており、徐々に明るさが広がってきている。

先行きについても、大幅な改善は望めないものの、回復が強まり緩やかな上昇基調を辿るものとみられる。

○業種別動向（第一回参照）製造業は、食料品、生コン・セメント二次製品などで改善テンポの遅れが目立つものの、住宅投資関連の木材・木製品、石州瓦が好調に推移しており、繊維製品（縫製）も

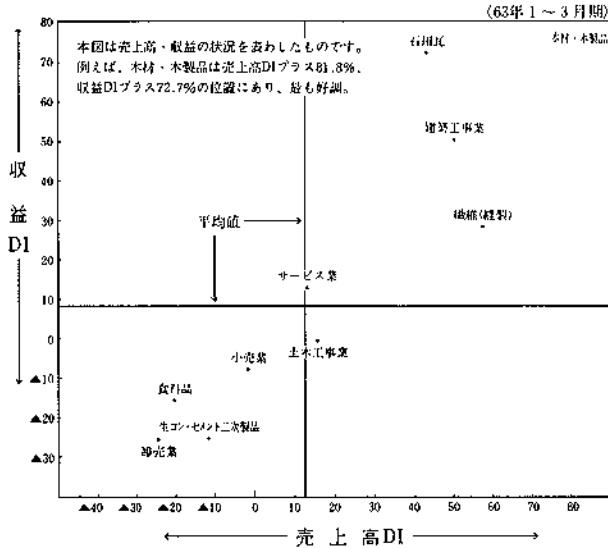
改善に向っていることから、総じて回復感を強めている。

先行きの見通しは、引き続き住宅投資関連業種を中心に売上・収益とも強気の手想になっていることや、企業の設備投資意欲が高まりつつあることなどからして、緩やかな上昇傾向を辿るものとみられる。

非製造業は、建築工事業が引き続き高い水準の業況をみせているのをはじめ、土木工事業、サービスもここへきて持ち直しているが卸売、小売業が回復傾向を弱めていることから、総じてこれまでの回復スピードがやや鈍化した動きになっている。

先行きについては、卸売業が盛り上がり欠き、また土木工事業も前年度の前倒し発注の反動が懸念されるものの、前年度を上回る公共事業予算により年央から増加が予測

〔第1図〕業種別売上高・収益の状況(前年同期比)

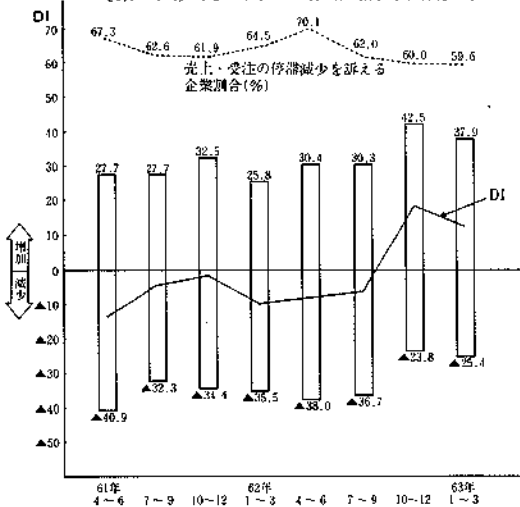


されるし、また建築工事業が引き続き順調に推移するのに加え、小売業、サービス業も持ち直し傾向を強める予想となっており、総じて再び回復基調を辿るものとみられる。

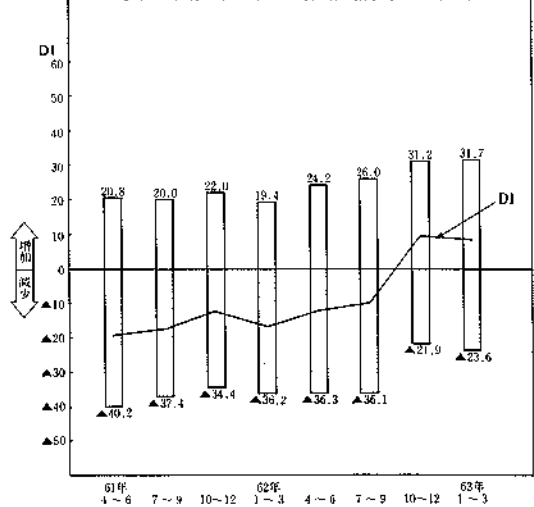
○売上高・収益の状況〔第二図・第三図参照〕

とする企業割合は、三七・九%「横這い」三六・六%、「減少した」二五・四%となり、DIは一二・五で、前期実績のDI一八・七に比べ増勢はやや鈍ったものの回復基調を維持した動きとなっている。これらは、「売上・受注の停滞、減少」を訴える企業割合が減少傾向にあることから窺える。

〔第2図〕売上高DIの推移(前年同期比)



〔第3図〕収益DIの推移(前年同期比)

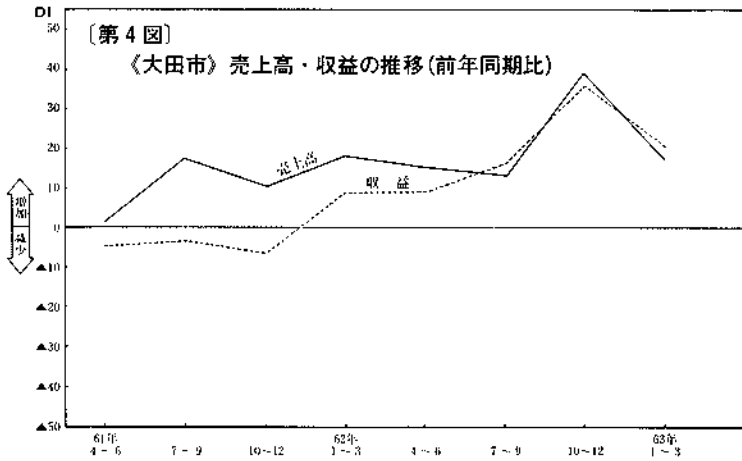


○地区別状況〔第四図・第五図参照〕

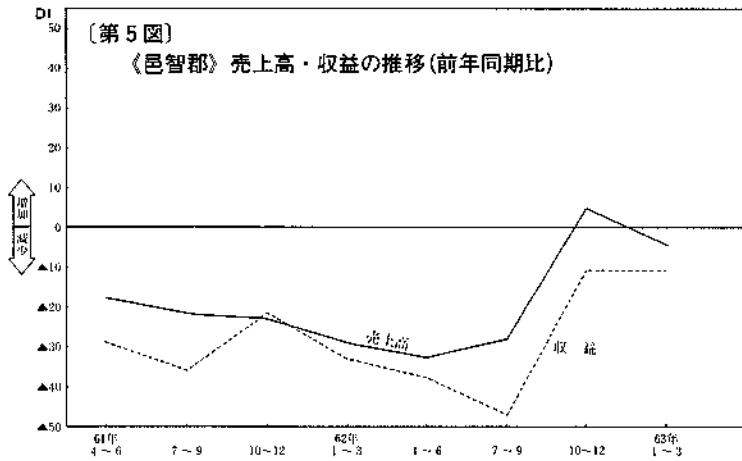
先行きについては、一〇三月期と比べて「増加」と予想する企業割合は三四・四%、対して、「減少する」は二四・四%で、DIは一〇・〇と売上増加が収益に結びつき改善感を強めるものとみられる。

先行きの見通しは、一〇三月期と比較して「増加」と予想する企業割合は四六・〇%に対して「減少する」が二六・一%で、DIは一九・九と例年を上回る強気なもので、順調に推移するものとみられる。

収益は、前年同期に比べ「増加した」とする企業割合三一・七%、「横這い」四四・七%、「減少した」二二・六%となっており、DIは八・一で前期実績DIの九・三とほぼ同様の動きを示し、改善感を裏づけている。



大田市は、前年同期比ベ
ースで売上高DIが一貫
してプラス推移し、収益
も着実に改善感を強めて
きていたが、一～三ヶ月
は建設業が好調で拡大傾
向をみせたのに対して、
製造業、卸・小売業に一
服感がみられたため、総

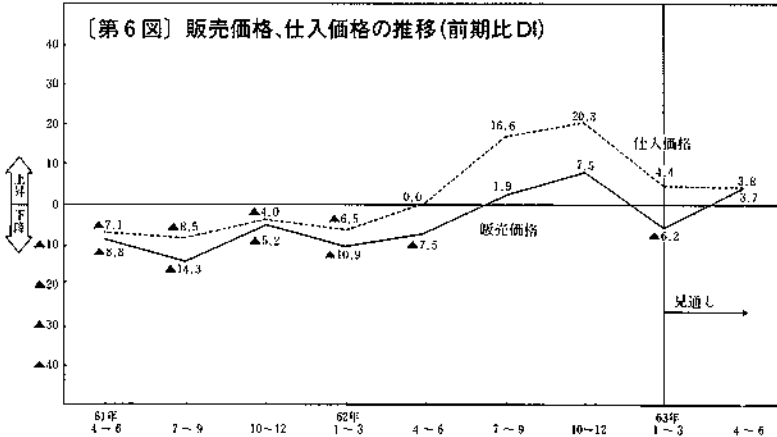


じて、上昇基調を弱めた
業況となっている。
先行きは、一～三ヶ月
に比べ卸売業、建設業は
慎重な見通しをしている
が製造業、小売業、サー
ビス業が強気な予想とな
っていることから、総じ
て再び上昇基調を辿るも

のとみられる。
邑智郡は、前年同期比ベ
ースでみると、土木工事
業の災害復旧工事などの
特需の反動を主因に、調
査開始以来、売上・収益
ともに底這いの状況で推
移してきたが、六十二年
十～十二月期に製造業が

回復傾向を辿ったのに加
え、土木工事業が低水準
ながら改善をしたことで、
大きく持ち直し傾向をみ
せ一～三ヶ月もほぼ傾向
を持続した動きとなつて
いる。先行きは、一～三
ヶ月期に比べ建設業が減少
予想となっているが、製
造業・小売
業・サービ
ス業で大幅
な増加予想
になっている
ことから、
全体では持
ち直し傾向
を強めるも
のとみられ
る。

〔第6図〕 販売価格、仕入価格の推移(前期比DI)



回復傾向を辿ったのに加
え、土木工事業が低水準
ながら改善をしたことで、
大きく持ち直し傾向をみ
せ一～三ヶ月もほぼ傾向
を持続した動きとなつて
いる。先行きは、一～三
ヶ月期に比べ建設業が減少
予想となっているが、製
造業・小売
業・サービ
ス業で大幅
な増加予想
になっている
ことから、
全体では持
ち直し傾向
を強めるも
のとみられ
る。

○販売価格・
仕入価格の
状況(第六
図参照)
販売価格は、
六十二年七
～九月期に
上昇傾向(プ
ラス)に転
じて以来、
一～三ヶ月期にはDIがマ
イナス六・二となり、傾
向を弱めている。先行き
は、DIプラス三・七と
再び若干の上昇を見込ん
でいるが比較的小幅なも
ので、安定的な動きにな
るとみられる。

仕入価格は、建設業を中心に「上昇した」とする企業割合が六十二年七月二四・九%、十月二五・四%であったのに対して、六十三年一月三月は一二・六%とほぼ半減しており、これまでの上昇傾向に歯止めがかかった動きになっている。

先行きについてもD I プラス三・八と小幅の上昇予想となっているが、比較的落ち着くものと思われる。

(注) D I とは、増加(好転)企業割合から減少(悪化)企業割合を差し引いた計数です。これは、不変部分を除いて、増加したとする企業と減少したとする企業のどちらの力が強いかに比べて景気がどちらの方向に向いているか、又、その力の差がどのようになっているかをみて、景気の現状

を捉えようとしているものです。

(例) 増加企業五〇%、不変企業二〇%、減少企業三〇%の場合
D I は、二〇%(五〇% - 三〇%)となり、増加(好転)の度合いが強いことを示します。

以上、管内の状況を四点上(業種別動向、売上・収益状況、地区別状況、販売・仕入価格状況)絞って記述しましたが、全国、県内、当地区とも地区別、業種別の格差はありますものの、企業、家計とも六十一年度の円高不況期を乗り越えて、総じて景気は拡大基調にあることは事実であります。そこで、このような状況が何時まで続くかと言うことは、今回の景気拡大は裾野が広いので長期化するという見通しで、少なくとも明年前半までは間違いないというのが大方の見方です。その前提は、

物価と為替相場が現在のよう
に安定していることであ
ります。そして、もう一つ
考慮しておかねばならない
ことは、明年一月アメリカ
の大統領が交替しますが、
それ以降何れかの時期に同
国の三つ子の赤字(財政、
貿易収支、家計の赤字)を
解消するために政策転換
(緊縮財政、増税、金融の
引き締め等)した場合、ど
うなるかということであり
ます。
いずれにしても、私ども
としては、こういう好況が
何時かは変わるということ
を念頭におき、この時期に
こそ企業の体質強化をはか
ることが極めて重要である
と考えます。

[参考資料]

島根県の主要経済指標

	62/7~9	10~12	63/1~3
鉱工業生産指数 (55年=100 季節調整済)	113.8 (5.0)	120.3 (10.5)	124.0 (12.6)
新設住宅着工(戸)	1,549 (34.3)	1,835 (42.5)	1,391 (13.9)
公共工事前払保証額 (百万円)	57,214 (11.7)	42,362 (12.0)	16,276 (43.9)
新車登録台数(台) (小型乗用車)	4,703 (2.4)	4,849 (2.0)	6,575 (3.8)
百貨店売上高(百万円) (島根・鳥取県)	9,561 (2.2)	12,361 (3.0)	9,203 (7.5)
消費者物価指数(松江市) (60年=100)	99.7	100.1	99.8
有効求人倍率	0.81	0.92	0.94

(注) ① 本資料は、本文中で説明した県内主要指標の推移を表わしたものです。
② ()内は、前年同期比伸び率 [%]・資料：大蔵省松江財務事務所

ふる雲の散步路

その三ノ四

足跡 石見銀山

と
思
い
ま
す。

◎山の山

別名銀峯山(ぎんぼうざん)

とも呼ばれ大森町のとなり水上町との境にあり昔から石銀と総称されました、海拔五百三十米の比較的低い山です。一口に石見銀山と言われるのは、この山から銀鉱石を掘り出していたか

十三号から十四号と号を追って、石見銀山の見どころを順に申述べてきましたが、今回は最大のポイントになる銀鉱石を掘った仙の山と、この山を死守するため幾多の攻防を展開した山吹城(要害山)周辺を中心に、お話を進めたい

◎山吹城跡(要害山)

今でも、いたるところにこけむした墓石が沢山あり屋敷跡の石垣に、その昔を偲ぶことが出来ます。

仙の山の西北部に銀山川を合流する要害山があり標高、四百二十米の山頂に山吹城跡があります、城と言っても郭(曲輪)跡と石垣を残すのみとなつてい

らです、銀が、この山で発見されましたのは、今から約六百年前、前述の延慶の年間(一一三〇〇年代)のことです、山口県の大内重弘、その子、弘幸等の時代で、はじめは露頭銀で自然銀から発見されたと言われています。今でも金山、いたるところに廢坑の跡があり往時大盛りに銀山、七つの谷に、軒の上には軒がたつらなると言われるほど家が建ち並んでいたことが銀山旧記(古文書)などに書き残されています。

ますが、頂上部の主郭(五十二米×三十三米)を中心に北側四段、南側に三段の郭で主郭の南側に壕があり北、一の段と北二

の段の間には石垣が残っています、山口の大内氏が仙の山を守る為に造った城(とりで)と言われています。金山、ススキと笹におおわれていますが今は登山道や遊歩道がつけられ約四分で頂上に立つことが出来ます、山頂からは北に日本海、南に邑智の山々が望見出来ます、かつて尼子、小笠原、毛利など戦国時代の武将たちが向い側の仙の山をめぐる幾度となく熾烈な争奪戦を演じた当時の想が伝わってきます。そこかしこに自生のヤマブキも沢山ありますが、山吹城、城名の由来はこのヤマブキからではなく、山で「吹く」(精練)を意味するものと言われています。

北側におりと隣町の仁摩町大字大國に通じます。

◎佐毘売山神社(山神宮)

福神山間歩のすぐ上手、天領時代、山組頭、高橋家の前から銀山川にかかる小さな橋を渡ると上り坂になり銀山の氏神宮、金山彦命を祭る山神宮に参拝出来ます。

永享六年(一四三六)、大内持世が美濃郡、益田から分靈を奉遷したと伝えられ戦国時代、銀山を領有してました大内氏、小笠原氏、尼子氏、毛利氏等が崇敬しました又、数々の寄進や社殿の建立などにつとめました。

江戸時代に入って初代奉行、大久保石見守が五十石の社領を寄進し、正月十日には銀山の大成りを祈願して盛大な祭が行われました、領内、石見一の宮、物部神社(大田市川合町)に次ぐ大社として繁栄しました、また別当職として天文十八年(一五四九)神宮寺が建立されました。

現在の社殿は文政元年(一八一八)の大火で焼失したあと翌二年(一八一九)に代官所の援助により本殿、幣殿、拝殿、神

楽殿などが再建されました、殊に拝殿の重層屋根は天領、特有のものですが残念乍ら現在、社殿のいたみがはげしく修理が急がれています。

昔は境内の石段のすぐ横に約一米の大銀鉱石が藤田組の手により寄進されていましたが現在は社殿内に保管されています。

◎妙像寺

日蓮宗のお寺で唐人家敷跡のすぐ上側にあります、中興開山は法浄院日真人が元龜二年(一五七二)開創となつています。寺歴によれば開基檀越は難波甚左衛門でこの人は現、直木賞作家難波利三さんの祖先です。又、旧難波家跡もすぐ近くにあります。

御本尊は温泉津の恵琺寺にお祀りしてあります。
最近、そば処「山御坊」が開かれ観光客に親しまれています。

◎唐人家敷跡

銀山、栃畑谷に有り、銀山盛山の頃、ここに、中国人が来て貿易にたずさわったり、吹大工

(銀の精錬の技術者)などの家敷跡と言われています。

又、この付近には栃畑谷の廃坑跡が沢山、残されています。(今泉間歩、呉服間歩等)

◎数々の間歩(坑道)

銀山では、銀鉱石を掘った、坑道のことを間歩、又は「敷」と言いました。

江戸時代、鉱山のことを「山」と言い、山の持主は山師でありました、山師は一人で行くつも

の山を兼有していました、山は営業上、二種に分けられ、一つはお直山と言つて代官所直営の山で有能な山であることは勿論ですが、一つには大がかりの工事を必要とする山等で個人では経営が困難であるものなどが、これに入ります。もう一つは自分山と呼ばれるものです、これは山師の個人経営の山になります。自分山は幕府に運上銀を上納しますので運上山とも言いました。

石見銀山の間歩は元禄四年(一六九二)には九十二坑がありました、文政六年(一八二二)

の間歩改めによりますと二百七十九坑、を数えたと言います。

紙数の都合でこれらの間歩の総てを個別にあげることが出来ませんが、銀山、觀光ルート上にありますものを、いくつかを紹介しましょう。

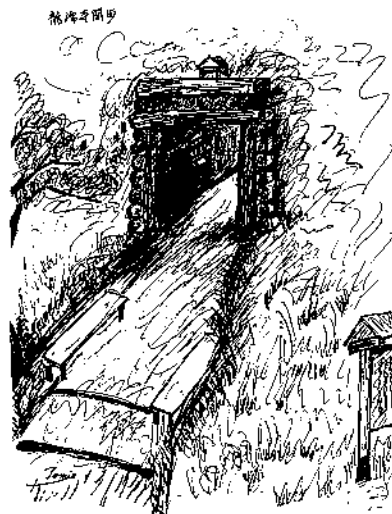
▲新切間歩

新切山は休谷にありますお直山の一つです、正徳五年(一七一五)代官、鈴木八右衛門の時に開発され、のちに疎水道(水ぬき坑)としてつくられました、享保年中(一七二六―一七三五)になつて坑口から二百五十米、堀り十九番本鉱にあたって盛山となりました。

道路入口に大田ロータリークラブの手により、さくらの碑がつくられ六十二本の桜が植えられています。

▲福神山間歩

大谷にある個人所有の稼山で



す。この間歩は坑口が三つあり、上段の坑は空気抜き、下段の二坑は途中で一本になり、すぐに曲つて反対側の銀山川の川床の下を通つて掘り進んだ珍しい坑です。

▲龍源寺間歩

この岩山の頂上に龍源寺がありました、江戸中期の開発でお直山、五ヶ山の一つです。(永久、大久保、新切、新横相、龍源寺の各間歩、この坑は栃畑谷の栃畑間歩に通じて居り又、途中から分岐して倉本間歩から三十五番坑に通じ、長さは約六百米に及んでいます。

(この項、終り)

質問 手帖

【質問】会社の増資を計画しています。聞くところにより増資の仕方によつては新株引受権の贈与等と贈与税が課税される場合があるとのことですが、どの様にしたら宜しいでしょうか。

【回答】同族会社の増資については、税務上もいろいろなトラブルが発生することがあります。

株主の持株数に応じて新株引受権の割当をし、そのまま増資が完了すれば問題は起こりません。

然し、たとえば社長の息子に、特別に新株引受権を与えた様な場合には息子の持株比率が増加し株式の含み益を実質的に贈与したことになる、このため贈与税の問題が発生するわけです。

今回は、この問題について考えて見たいと思います。

(一)新株引受権が株主の同族関係者に割り当てられた場合

贈与税の課税上、同族会社の新株引受権については、次の様な取り扱いが定められています。

次の①又は②のいずれかに該当する場合には、原則として、その新株引受権の割り当てを受けた者が、その新株引受権を、それぞれに掲げる者から贈与により、取得したものとされます。

①株主として新株引受権の割り当てを受けた者が、その新株引受権の全部又は一部を引受けなかったことにし、その株主の親族に割り当てがあった場合……その新株引受権を引き受けなかった者

②新株引受権の全部又は一部を当該法人の株主に割り当てないでその株主の親族に割り当てた場合……その株主

この取り扱いによれば、同族会社の新株引受権が株主によって引受けられない

で、その株主の親族に割り当てられた場合には、その新株引受権を引き受けなかった株主から、その新株引受権の割り当てを受けた親族に対して贈与があったものとして贈与税が課税されることとなります。

(二)新株引受権の評価

新株引受権の贈与があったものとして、取り扱われる時の新株引受権の評価については、その新株引受権の発生している株式の評価額から、株式一株につき払い込むべき金額を控除した金額によって評価することとされています。

この株式の評価額と言うのは、相続税評価通達の定めるところにより、会社規模の大きさ等により、類似業種比準方式、純資産方式、両者の併用方式により評価することとされています。

特に業績が良く、資産内容も良い会社は相当高額な評価額(評価額が額面の10倍〜20倍)となる場合もあり、注意が必要です。

(三)従業員が自社株を取得した場合

最近、従業員に自社株を持たせるケースが増加しているようです。従業員の活動により会社が発展し、会社の発展に伴い従業員の待遇も改善され又、持株を通じて、従業員の財テク計画の一つにもなっています。

従業員に自社株を所有させるには、特定のもの、株式を譲渡する方法と、増資に際し、新株の引受権を割り当て、払い込ませる方法がある。前者の場合には、譲渡価額が、時価により低い場合には、時価との差額に相当する利益を贈与したと認められ譲受人に対して贈与税が課税されます。

後者の場合には、割り当てが給与等を支給する代りに行われたと認められる場合には、給与所得等とされますが、それ以外の場合には原則として、新株引受権を得たことによる利益は、一時所得として所得税が課税されることとなります。

(四)少数株主が取得した場合の評価

少数株主グループ、即ちその会社の主要株主グループに属さない者の取得した株式又は新株引受権の評価をする場合は、配当還元方式により評価することとされています。

この方法は、平均的な、配当金を年一割で還元した価格(年一割配当の場合は額面と同額、年二割配当の場合は額面の二倍)により評価する方法です。

従業員が退職する時にはその持株を、代表者等が買戻しをする様定めである場合もあります。

この場合は、取得する者が、ほとんど同族株主となりますので、配当還元方式ではなく、純資産方式等の原則的評価方法により評価されることとなり、その評価額をもとにして、代表者等に、贈与税が課税されまので、良く御研究され方を期して頂きたいと思えます。(渡辺税理士)

ご存じですか？ その2

地域雇用開発助成金!!



雇用開発地域(大田市、邇摩郡もこの地域に該当します)において事業所の設置又は、整備により、その地域に居住する人を雇い入れる事業主に対して助成するもので、地域雇用奨励金、地域雇用特別奨励金及び地域雇用移転給付金の3種類があります。

受給できる事業主

次の①②及び③に該当する事業主です。

①雇用保険の適用事業主であること。

②雇用開発地域で、事業所の施設や設備を新設、増設、購入、賃借して(その費用の合計が五百万円以上のものに限ります。)

新たに事業を始め、又は拡大すること。

③公共職業安定所の紹介により常用労働者として雇い入れること。

助成金の内容

(1)地域雇用奨励金

設置、整備した事業所の起算日(給料締切日の翌日)から一定の期間、雇い入れた労働者に支払った賃金の一定の割合の額を助成します。

ただし、地域雇用奨励金の支給労働者を雇用しなくなった場合などには、その後奨励金は支給されません。

(助成率)

	操業開始後 1年目	操業開始後 2年目	操業開始後 3年目
大企業	1/2	1/3	1/4
中小企業	2/3	1/2	1/3

(2)地域雇用特別奨励金

事業所の設置、整備に伴い雇い入れた地域雇用奨励金の支給対象者が五人以上(小規模事業主の場合には三人以上)の場合に、その人数と雇入れに係る費用に応じて、一定の回数、一定の金額を助成します。

ただし、当該事業所の総雇用者数を減少させた場合又は、地域雇用奨励金の支給対象労働者を雇用しなくなった場合には、その後は支給されません。

(支給回数)

設置、整備直後に第一回目、その後一年ごと計三回(支給額)

人数 雇入れに係る費用	人数		
	5(3)~9人	10~19人	20人~
500万円~1,000万円	50万円	75万円	100万円
1,000万円~2,000万円	100万円	150万円	200万円
2,000万円~5,000万円	200万円	300万円	400万円
5,000万円以上	500万円	750万円	1,000万円

(注)雇入れに係る費用とは、事業所の施設や設備を新設、増設、購入、賃借するのに要した費用をいいます。

(3)地域雇用移転給付金

事業所の設置、整備に伴い、他の事業所から従業員を移転させ、その従業

員の移転に要した費用を負担した場合、その実費相当額を助成します。ただし、地元から雇い入れた者の数を上回る移転従業員の分は支給されません。

受給の手続

①適用事業主は、その旨の計画書を公共職業安定所に提出すること。

②事業所の操業を開始したときには、その旨を届け出るとともに、それまでに雇い入れた労働者について、地域雇用奨励金の受給資格の決定を申請すること。

③地域雇用奨励金は操業を開始してから半年ごと、地域雇用特別奨励金は第一回の支給の後一年ごと、つど支給の申請をすること。

④事業所の設置、整備及びこれに伴う雇入れを完了したときは、その旨を届け出ること。

天領の秘話①

石見銀山が武田信玄らに 与えたシヨック

石村 楨久

元就は天皇に進献

武田信玄と上杉謙信が、川中島をはさんで対峙している同じころ、石見では石見銀山をめぐって出雲の尼子晴久と安芸の毛利元就が死闘を繰り返していた。

中世という時代は、日本列島の新旧勢力の交代期で、各地で武將たちがシノギを削り、いつてみれば人心の異常乾燥の時代だった。戦乱のかけで人々は、新鮮な雨と美しい緑りの社会が生まれるのを待ち望んでいた。当時の天皇家では、戦乱のあおりをうけて財政が窮乏し、見るも気の毒な有様だった。窮乏の時代の弘治三年九月、後奈良天皇が亡くなられたが、ご葬儀の費

用がなくて満足に行うことが出来ないほどだった。あとを継がれた正親町天皇は、

十月二十七日踐祚されたが、ご即位の式もあげる見通しもたたなかった。

このとき毛利元就が、石見銀山で得た白銀を献じ、永祿三年（一五六〇）一月二十七日、天皇はこれのおかげで即位式をあげられたのはよく知られている。

元就の白銀進献は、そのころ京をめざす武將たちに、情報としてすぐ伝わり、深刻なシヨックを与えたと歴史は書き残している。

元就が白銀進献を機会に、石見銀山を皇室のご料所としたいと願い出て採納されるが、銀山研究家たちは、銀山をご料所としてもらっ

たことは、銀山を狙う武將たちをけん制するためだったと書いているが、毛利家文書などを調べてみると、白銀進献の背景はそんな不純なものではなかった。

即位費用集めの苦勞

皇室の衰えを人一倍悲しんでいた公家の一人に、前権大納言、勤修寺尹豊がいた。この人はご大典の行事にもくわしかつたところから、即位式の費用について心をいためていた。

今までのしきたりで將軍家が費用を負担することになっていくが、足利義輝は既に無力で、近江の朽木（高島郡）に戦火を避けているという情けない姿だった。

尹豊は先づ伊勢の北畠具教を説いたのを手始めとし、各地の武將に寄進を求めた。西日本では永祿元年（一五五八）四月に、豊後の大友義鎮に声をかけたが、あっさり断わられている。即位費用は、銅録にして二千貫は必要だったので、その数

字を聞いただけで、だれも尻ごみしたらしい。

毛利元就には山口の国清寺住職、竺雲恵心を通じ働きかけが行われた。恵心という人は飯石郡生まれ、九歳のとき京都の東福寺の充芳恵菊上人の手で得度して、京に長くいたので公家とも親しく、橋渡し役を頼まれた。

元就はかつて、大内義隆と交わっていたころ、義隆が天文四年（一五三三）に、後奈良天皇に即位料を献納したことを思い出したし、義隆を通じ、長い皇統をもつ皇室という不思議な存在にロマンを感じていたので、尹豊の申し出を進んでお受けしている。

石見銀山の譲鬻銀

元就は永祿元年（一五五六）九月に、石見銀山を尼子晴久に奪われていたが、その前の弘治二年春に銀山を占領して約二年半の間に、二百貫余りの白銀の運上を得ている。その中から五十

九貫（銅銭で二千二百貫余り）を献上するのは、軍事費がかさんでいる折柄、引受けはしたが右から左へというふうにはいかなかったらしく、しばらく足踏みしたあと、翌年の永祿二年（一五五七）二月十六日、足利義輝を通じ女房奉書をお受けし、五月までに何回かにわけて奉献している。総額は五十九貫四百匁にのぼっている。

毛利家に残る文書には献上銀について「石州銀山産、譲鬻銀（譲鬻型のこと）」という文字で書き残されている。一枚が四十一匁一分五厘ずつの銀幣（銀の貨幣のこと）とある。

正親町天皇の祖父、後柏原天皇は踐祚されて二十一年後、後奈良天皇は十年後に即位されたことと考えあわせると、正親町天皇は三年目の即位式だから早かったといえるし、石見銀山の銀がなかったら、どうなっていたのかわからない。後奈良天皇も天文二年八月に、

石見銀山に灰吹法が渡来し、めざましい銀の増産に入つたからこそ天文三年の冬、義隆が白銀を進献するきっかけがつけられたといえるわけで、百四代、百五代の二代の天皇に亘つて石見銀山が、ご即位に役立ったことは、歴史的な出来ごとだったといわれよう。

献銀に当たつて元就は、使者の笠雲恵心に

「もしも費用が不足するようなことがあればこれを金に替えなさい」といって、秘蔵していた唐肩付きの茶入れをもたせて上洛させている。

喜ばれた天皇は即位がすんで一カ月前の二月十二日、元就らを召し出され、元就を従四位上、陸奥守に叙任され、菊桐の紋章を授けられた。子の隆元は従五位上、大膳大夫、吉川元春には駿河守、小早川隆景は中務大輔に叙し、八月六日には足利義輝將軍は隆元を備中、備後、長門、周防の守護職に任じている。

献銀に動揺する武將

「あいつがやってのけたことが、おれに出来ないはずはなかったのに」

当時としては、文化果つる地とも思われていた中国地方の西の隅っこにいた元就に、先きを越されたことに、京上洛をめざし、力を競つていた武將たちは複雑な気持ちだった。その半面に、石見銀山の進んだ採鉱冶金の技術に、目をみはつたと伝える。

日本の金銀山には、佐渡の西三川金山、駿河の安倍金山や富士金山、但馬の生野銀山、甲斐の黒川金山、越前の北袋銀山などがあつて、武將たちの有力な軍事資源だった。上杉謙信、武田信玄、今川義元らにとつて、それぞれの金銀山は、作戦上から隠し金山、隠し銀山だった。金銀の進献は手の内を見せるようになるので、武將たちの奇進をちゆうちよさせたのだ。一方の元就が進献しやすかつた

のは、石見銀山が早くから中国路の武將の争奪的だったので、隠す必要もなく、生産は灰吹法の導入でピツチがあがつていたことだった。

元就の進献に特にショックをうけたのは、京の公家から正室を迎えている武田信玄と、足利將軍家の相續人の資格をもつ今川義元だった。二人には足利義輝のふがいなさが目に余つていたところへ、元就对する晴ればれしい朝廷の叙勲という栄誉が、いつしか焦りを誘つていた。

朝廷から神号授与

「何を毛利ごときが！乃公出でずんばだ」

の心境だったのに違いない。正親町天皇の即位があつて間もない永禄三年五月十九日、京をめざした今川義元は、桶狭間で織田信長に討たれている。同じく京をめざした武田信玄は、元龜三年（一五七二）三河の野田城を攻めているときに



元就を祀る豊栄神社(大森)

急病にかかつて死んでいる。石見銀山からの進献が、武將たちの心に微妙な影を落としたのだ。

武將の天皇軽視

かつての武將が天皇を軽視していたことの一例として、後柏原天皇の即位が容易でなかつたとき、管領の細川勝元が

「即位礼なんて無益なことだ、正体無き者は王ではない、一切の大儀未代不相応」と放言し、皆が同意したと伝えている。

第7回

会員親睦ゴルフ大会開催

優勝 立石隆一郎氏(石見釜山所長)

恒例の法人会々員親睦ゴルフ大会が、四月十六日(土)大社カントリークラブで総勢四十七名の参加を得て盛大に開催されました。

会員相互の親睦を目的として始めたこの大会も回を追うたびに活発化し、会を重ねること今回で七回を数えます。当日は好天に恵まれ



伊藤副会長の挨拶に続き和副会長の始球式でスタート。参加者はアウト・インに分れ、日頃の腕前を今日こそはと、肩に力を入れてのスタート? 休憩なしのワンランド、ぞくぞく上る会員の顔には満足感と疲労がありありと感じられたが、仕事ヌキでプレーを楽しんだ心地良さに、好プレー、迷プレーに話はずみ、老いも若きも和気あいあい。

会員同志の親睦と連帯意識が一層深まったものと信じます。

表彰式

午後五時三十分より同口ビーに於いて、表彰式が行われ、成績発表、表彰式と行なわれた。

成績は次の通りです。

- 優勝 立石隆一郎氏
- 準優勝 吉田 弘氏
- 第三位 和田 謙介氏
- 第四位 遠藤 忍氏
- 第五位 森崎 定弘氏
- BG賞 小林 栄治氏
- NP賞 仲上 修氏
- 牛尾 新策氏
- 山崎 洋氏
- 遠藤 忍氏
- DC賞 大谷 正幸氏
- 宮本 誠氏
- 堀 恒夫氏
- 和田 俊二氏

以上の表彰の外にも盛りたくさん賞品が全員に贈られた。入賞者は常日頃の實力を發揮されすばらしい成績でした。中でもベスグ口賞の小林栄治君は法人会

大会毎に受賞され、心から健闘を祝福します。



優勝者のよるこびの声

立石隆一郎氏

「優勝、本当にうれしいです、まだゴルフ歴は浅くこんな大きな大会で優勝するとは信じられません。もちろん始めてです本当に最高の気分です、今後一層の精進をし次回も大いに頑張ります、又法人会の社団化への各事業活動に積極的に参加し、会の発展と納税道義の高揚に努力します。」

お酒の用途

お酒は、香りを良くしたり、臭みやくせを消す効果があることから、料理にはいろいろなお酒が調味料として使われています。

お酒の種類によって、調理効果が異なるので、例えばケーキには香りを付けるためにブランデーやリキュール類がよく使われます。



肉料理になると肉をやわらかくするために、清酒、ブランデー、ワインが、また煮物や照り焼などには、まろやかな甘味や照りを出したり、煮くずれを防ぐことなどから、みりんが使われているようです。

このように、お酒は料理に欠かせないもの。ただ、飲むためばかりではなく、食生活にも大いに役立っているのです。

合同研修会

松江東急インでのテーブルマナー研修と
斐川町青申婦人部訪問

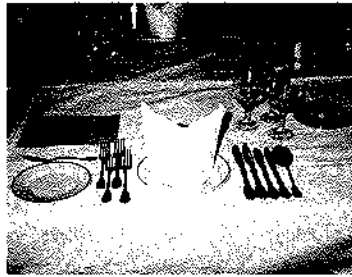
恒例になっている三婦人部合同研修会を本年は、斐川町青申会婦人部との意見交換会と、法人会主催でのフランス料理のテーブルマナー学習の二本立で行った。

八時三十分、大田市民会館を出発、四十名が参加した。十時、斐川町商工会館に着、先づ立派な商工会館に驚き斐川青申婦人部役員の皆さんの歓待を受ける。

斐川、大田相互の婦人部活動の実情を説明、意見交換をした。

○斐川の「青申婦人だより」
○研修部・広報部の部会制による組織づくり。
○大田の三婦人部合同の講演会、研修会、等にお互の関心がよせられた。

十一時交換会を終え、松江東急インへ会場を移す。



これからは法人会婦人部が主催し、フランス料理のフルコースを頂き乍らテーブルマナーの勉強をする。

東急イン販売促進支配人の「松本雄志氏」のやさしい話ぶりには好感が持てた。

食事前の心得から、ナイフ、フォーク、食器の扱い方、次々に出されるメニューごとに、料理の説明、頂き方等細かい指導のもと、三時間近い実習を終える、



お食事中は

- 大きな声を出さない。
- 楽しく近まわりの人と話し乍らいたたく。
- 音をたてない様に。

洋の東西を問わず、客を迎える亭主側の細かい心くばりを如何に受けとめ、それに答える客ぶりのあり方が大切な土台になっているかを、日本の会席料理にも通じているのに度々気づかされ、意義ある一日の研修を終えた。

おまつり広場

- 天領さん
日時 八月六日・七日
内容 (六日)
○オープニングパレード (午後四時)
○綱引き大会
○天領クイーンコンテスト
○天領さん踊りパレード
○子供みこし
○石見銀山天領太鼓
○天領子供パレード
○天領ゲートボール (七日)
○早食い・早飲み大会
○カラオケ大会
○ふる里芸能大会
○長山洋子・原一平ショー (午後一時と三時)
○代官行列 (午後四時出発)
○弓道大会
○囲碁大会
○パレーボール大会
○飛脚駅伝
○花火大会 (久手港) (大森会場)
○江戸のまち開き(十時)
○石見銀山天領太鼓
○代官行列
- 天領市場(仮称) (子供のひろば)
○七日正后開場
ミニSLコーナー外おもしろいイベント多数
*事業内容等は、一部変更の可能性有
更の可能性有
日時 七月二十三日(土)
○銀ギンレース(一時)
○船行列(二時半)
○町内パレードセレモニー(三時半)
○打上花火(八時)
○上下太鼓(八時四十分)
○書道吟(九時)
○仮装カラオケ大会(六時半)
- 温泉津温泉夏祭り(温泉津町)
日時 八月七日(日)
○トライアスロン(十時) (福光海水浴場)
○子供映画会(二時半) (コミュニティーセンター)
○子供みこし(六時半)
○漁火行進(七時半)
○温泉津太鼓(七時半)
○花火大会(八時)
○カラオケ大会(九時)

企業・家族防衛の手段

『がん保険制度』

時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、会員の皆様には、すでにご承知の方々もあることと存じますが昭和58年に法人会厚生制度としてスタートした「がん保険制度」も本年で5年目を迎えました。すでに全国の法人会会員の皆様のご加入も185,058口（昭和62年6月末現在）を越え、入院・在宅給付金876,113千円をはじめ、給付金総額は、1,147,213千円（昭和62年6月末現在）にも達しております。

当法人会におきましても「がん保険制度」は会員の皆様ならびに従業員や、そのご家族の皆様の“がん対策”として又、企業ならびに家庭防衛の見地からもおすすめていたします。

がん保険制度推進員が参りましたら、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

大田邇摩法人会

「がん保険制度」は

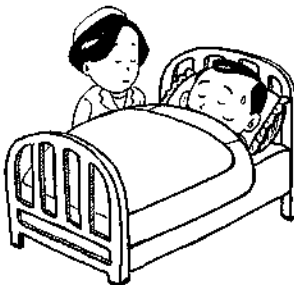
1. 法人会会員の企業なら、1人でも団体料金です。
2. 保険料は契約時の年齢で決まり、終身変わりません。
3. 給付金は日数・回数に制限なくお支払いします。

4人に1人は「がん」が原因。

入院は平均 **99日**

アメリカンファミリー生命保険会社入院給付金支払い数(561年12月末現在退院又は死亡のものより)

- 差額ベッド料例(癌研究会付属病院S.61.4)
10,000～35,000円/日(個室)
- 付添費用例(日本臨床看護協会S.61.4)
看護婦基本日給(8時間) 8,500円



昭和61年の「がん」死亡者数は、約19万2千人。交通事故による死者(約9千人・警察庁発表)の21倍にも上ります。

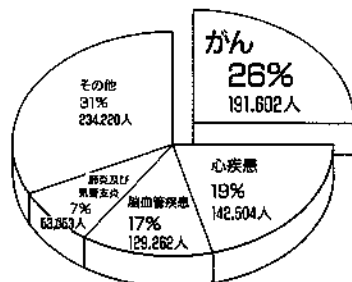
でも、「がん」は早期発見ならそのほとんどが、また全体でも約半数が治る時代です。

しかし、入院となると費用はたいへん。癌研付属病院の場合、いちばん安い個室でも差額ベッド料は月30万円。これに付き添い費や健康保険外の医療費などを合せると、費用はなんと月40万～100万円にもなります。

死因のトップ!

死亡総数 750,641人

(561年人口動態統計概数(厚生省)より)



法人会窓口……

大田邇摩法人会

☎(08548) 2-0765

新・がん保険
アメリカンファミリー代理店

大田邇摩法人会制度推進担当員

青 木 恵

TEL (08548) 2-1338 (チェスト内)
(夜間) 2-2226

4月より大田邇摩法人会を担当させて頂いております、宜しくお願いします。

●●●●●●●●●●

印紙税法等の概要

一部改正の概要
一、契約金額を変更する契約書に対する印紙税の取扱いの変更

契約金額を変更する契約書については、六十三年一月一日以後作成するものから、変更前の契約金額を証明した契約書が作成されていることが明らかであることなどを条件に、変更前の契約金額を増加させるものは、その増加額を記載金額としてこれに応じた印紙税額に、また、変更前の契約金額を減少させるものは、契約金額の記載のないものとして二百円の定額税率にそれぞれ印紙税負担が軽減されることとなりました。

〔具体例〕		1億円の契約金額を1億2,000万円に変更する諸負に関する契約書の場 (記載金額) (印紙税額)	
改正前	1億2,000万円	10万円	
改正後	2,000万円	2万円	
		2億円の契約金額を2,000万円減額する諸負に関する契約書の場 (記載金額) (印紙税額)	
改正前	8,000万円	6万円	
改正後	なし	200円	

二、書式表示適用対象文書の制限の徹底

印紙税は、印紙納付を原則としていますが、多量に作成される文書などについては、印紙ちよう付の煩雑さを避けるため、税務署長の承認を条件として、課税文書に一定の書式を表示して発行し、後日申告納付する制度(「書式表示」といいます)が設けられています。ところで、従来この書式表示の適用を受けることができる文書の範囲は、手形、物品切手、株券等の特定の文書に限定されていましたが、今回の改正でこの文書の範囲の制限がなくなり、課税文書すべてについて書式表示の適用を受けることができるようになりました。なお今回の改正で書式表示の適用対象文書の制限はなくなりましたが、書式表示の承認を受けるための要件である「様式又は形式が同一であり、かつ、その作成の事実が後日においても明らかになされているもの」であることについては、従来と変わりはありません。

三、印紙税が非課税となる普通預金通帳の範囲変更

普通預金通帳のうち、所得税法第一〇条の規定によりその利子につき所得税が非課税となる普通預金に係る通帳は、印紙税も非課税とされていますが、昨年十月の所得税法の一部改正によりこの規定が適用される普通預金の範囲が「老人等の少額預金」に改められたことから、印紙税が非課税となる普通預金通帳の範囲も変わることとなりました。

このため、改正前に印紙税が非課税となっていた普通預金通帳で、改正後は課税対象となるものを、改正前後を通じて継続して使用する場合は、その利子等の「昭和六十三年四月一日を含む計算期間の末日の翌日」以後最初の付込みをした時に、課税となる普通預金通帳を作成したものとみなすこととされています。

また、この改正により、従来印紙税が非課税とされていた勤務先の普通預金通帳のほとんどが、新たに課税されることとなりました。

おしらせ

大田市の観光ビデオ制作

タイトル

『山と海と史跡のふるさと』

引き寄せた国が逃げない
ように、三瓶と大山を杭にして綱で引きとめたという「国引き」の神話として知られている国立公園三瓶山、最盛期には一万貫の銀を産出し、人口は二十万人を越えたといわれ、国の史跡に指定され七百年のドラマを物語る遺跡の数々が往時を偲ばせる史跡石見銀山、そして、東西二十三km、岩場と砂浜が交互に連なる白砂青松、奇岩の景勝大田市海岸など、当市は数々の資源に恵まれています。しかし乍ら資源は勿論の事、伝統的な祭り、行事をも地元であり乍ら見逃している点があるのでは……。この様

なことから、この程、大田市観光協会では、当市の優れた観光資源、祭り、行事等を県内・外に広く紹介、PRし、観光客の誘致促進を図ると共に、当市の観光意識の向上を目的として「山と海と史跡のふるさと」と題した観光ビデオを制作し、是非ご利用いただく為、販売並びに貸出しをしております。

◎販売価格 一本五千円 (VHS・ベータ)

◎貸出し価格 一回千円

お問い合わせは……

大田市観光協会(☎二二五五五)までお願いいたします。

法人会の大型
総合保障制度に

Lタイプ 新登場

解約時にまとまった払戻金を受け取れますので生存退職金、
功労金などの財源に利用できます。

Lタイプの特色

- ◆コースは事故死亡3億円から1,000万円、病気死亡1.5億円から500万円の22コース（死亡退職金、弔慰金などの財源が確保できます）
- ◆最長85歳までの長期保障で中途の更新手続は不要です。
- ◆入院、通院、休業、手術、看護など保障内容が充実しています。
（海外での事故、病気、地震、津波など天災による事故も保障）
- ◆加入時から満期時まで保険料は一定で変わりません。
- ◆総払込保険料を低廉化しました。
（10年更新型30年よりLタイプ30年の方が総払込保険料は少ない）
- ◆保険料は全期間全額損金計上できるタイプと特定期間一部資産計上し残期間に全額損金に算入できるタイプがあります。

《Lタイプの種類と保険料の税務》

種 類	L60 60歳満期	L65 65歳満期	L70 70歳満期	L75 75歳満期	L80 80歳満期	L85 85歳満期
加入年齢	15～49	15～54	15～59	15～44 45～64	15～54 55～69	15～64 65～74
保険料の 税 務	全 額 損 金			※ 全額損金	※ 全額損金	※ 全額損金
	※印の箇所 6割期間…定期保険部分保険料の $\frac{1}{2}$ 資産、他を損金 4割期間…全額損金、6割期間の資産をとりくずし損金					

《解約時の払戻金の例》

[昭和62年度配当率による試算]

L70 5,000万円コース 男性40歳加入／保険料月額58,604円 全額損金				L80 5,000万円コース 男性40歳加入／保険料月額70,504円 6割期間 25,250円 資産 45,254円 損金 4割期間 資産くずし 37,875円 月私分 70,504円 損金			
解約時年齢	保険料累計	払戻金	払戻率	解約時年齢	保険料累計	払戻金	払戻率
45	351	154	43.9	45	423	241	57
50	703	334	47.5	50	846	550	65
55	1,054	560	53.1	55	1,269	984	77.5
60	1,406	796	56.6	60	1,692	1,532	90.5
65	1,758	962	54.7	65	2,115	2,203	104.2
70	2,109	872	41.3	70	2,538	2,958	116.5
				75	2,961	3,584	121
				80	3,384	3,502	103.5

お問合わせ・資料請求は……大田遼摩法人会 ☎(08548)2-0765 大同生命浜田営業所 ☎(08552)2-5965

**ストレッチ体操で
積極的な疲労回復を!**

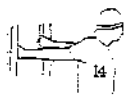
ストレッチングしてますか? 頑張ってつづけている人は、肩こりや腰痛から解放されて来たのではないでしょう。今回は、仕事の合間に身近にあるものを利用して出来るストレッチ体操を紹介しましょう。

のストレッチングで肩こりに有効である。両肩の前面に緊張を感じたら止める。

安定させ反対の手で足をつかんで後方へ引き上げる。太もも前面に緊張を感じたら止める。

の太もも前面と前脚の太もも後面のストレッチングを同時にする。腰を前方に押しつけるようにするとよい。

- ① 胸部・両肩のストレッチ
- ※両手でドアの柱などを後方でつかんで体を少し前に出すようにして胸部・両肩のストレッチングをする。さらに首を前や斜め前に曲げると肩こりの解消にもよい。



- ② 胸のストレッチ
- ※テーブルを両手でつかんで上体を下に押しつけて肩をストレッチする。胸筋



- ③ 側腹部のストレッチ
- ※壁を利用して側腹部のストレッチング、肩幅よりやや広めに開いて立ち、上体をゆっくり側屈させ壁をつかむ。側腹部に緊張を感じたら止める。



- ④ 背中ストレッチ
- ※壁に後ろ向きに立って上体を壁のほうへ回して背中や腰をストレッチする。さらに首を同じ方向に回したストレッチも加わる。



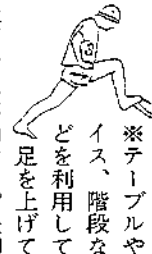
- ⑤ 太もも前面のストレッチ
- ※片手で壁などにつかまって体を



- ⑥ 太もも後面のストレッチ
- ※肩幅に両足を開き、つま先を正面に向けた立位の姿勢から、腰を起点にしてゆ



- ⑦ 下肢全体のストレッチ
- ※テーブルやイス、階段などを利用して足を上げて腰を前へ移動する。後脚



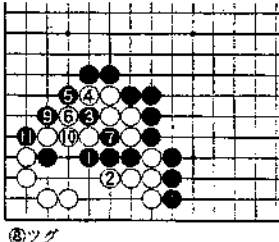
- ⑧ ふくらはぎのストレッチ
- ※机に両手をおき両脚を前後させる。次に後脚のかかとをつけたままゆっくり後膝を曲げてゆき、ふくらはぎやアキレス腱をストレッチングする。



最近の我々の生活は、出来るだけ体を動かさず、長い間同じ姿勢のままにいることが増えて来ています。たまにはゆっくり充分に筋肉を引き伸ばしてやる必要があります。

毎日、ベストコンディションで仕事にのぞめるように積極的な健康管理にとりくんでみてはいかがですか。資料「ポプアングラー」のストレッチング」より

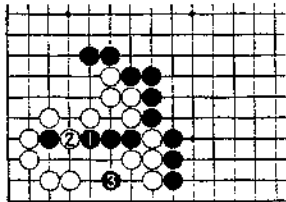
囲碁 解答



問題 アテ込み

黒1、白2を交換して黒3とアテ込むのが手筋。白4とアテでも黒5から一本道で11まで。

黒は生環できます。



(参考) 黒1の押しに白2とカカえるのは黒3とトンで簡単に手になります。

新しい時代の新しい保障

法人会の経営者大型総合保障制度・総合型L

平均寿命がのびていく日本社会で高齢化する幹部役員の退職金や企業としての運転資金など、さまざまな経営上の問題をクリアし、また経営者が安心して全力をつくせる後ろ楯となる新しい時代の新しい保障「企業保障プランLタイプ」。

企業保障プランLタイプ ますます好評!!

大きな安心をお届けします。

- 最高85歳までの長期保障、保険料は一定
保険期間も60歳、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳満了と自由に選択いただけます。
- 新規ご契約は74歳まで
- 手術、入院・通院の治療にも安心
- 最高3億円の大型保障
- 海外での事故・病気も保障

企業経営を助けます。

- 退職金、功労金などの財源確保
- 取引先、銀行の信用維持
- 個人保証、借入の返済
- 万一の場合の運転資金の確保

★ 中途でおやめになる場合でも、

定期保険の解約払戻金および積立配当金を受けることができます。

(法人会) これまでに、お役立ていただいた保障金

保 障 金	昭和46年6月から昭和63年3月までに お役立ていただいた保障金		最近1年間(62/4～63/3)	
	件 数	金 額	件 数	金 額
死亡・高度障害・後遺障害保障金	22,915件	3,014億1,971万円	2,293件	349億5,748万円
病気による入院保障金	92,284件	181億3,203万円	11,883件	29億1,166万円
事故による入院保障金	24,017件	32億9,584万円	2,436件	4億2,989万円
病気による手術保障金	32,077件	34億1,346万円	4,749件	6億3,003万円
事故による手術保障金	3,836件	3億7,612万円	526件	5,873万円
病気・事故による看護給付金	97件	1,799万円	59件	1,166万円
事故による休業保障金	111,779件	167億2,442万円	7,006件	13億8,640万円
事故による通院保障金	38,017件	25億9,309万円	10,950件	9億0,116万円
事故による医療保障金	28,440件	14億1,727万円	3,290件	1億4,602万円
合 計	353,462件	3,473億8,993万円	43,192件	414億3,303万円

お問い合わせ・資料請求は……大田遡摩法人会 ☎(08548)2-0765 大同生命浜田営業所 ☎(08552)2-5965

編集後記

広報委員一同、協力しながら、年二回の会報も今回で第十五号を発行することが出来ました。

長い間色々の苦勞もありましたが、最も忙しい目をみたのは、事務局担当の大田商工会議所の勝部課長であつたのではないかと思います。

さて、わが法人会も、九月には愈々社団化が実現することになります。

これを契機に、広報委員も、心を新たに、広報企画に取り組みたいと決意しています。

先ず、会報誌については、社団化記念特集号を発刊いたしたく、法人会員一同の御協力、御支援をお願いする次第であります。

終わりに当って、今回も特に多大の御支援を賜りました諸兄に厚く御礼申し上げます。

(広報部 渡辺)

提案します! あしたの暮らし



大田ファミリーデパート



大田市大田町駅前 TEL 2-6600
(営業時間) 午前9時30分~午後7時00分

ゆったり駐車で
楽しいお買物!
駐車場 駐輪場
400台
150台

御 意 承 継 佐 比 志 康 大田製菓 手造りに真心をこめて二百年

創業寛政元年 長崎カステラ



本町本店 TEL ②0324
さんのお店
駅通り店

24時間のロードサービス

中国運輸局優良認定特殊整備工場〔一種〕
農協自動車共済指定整備工場

事故車修理・車検・塗装・金属溶射

大田钣金塗装工場有限公司

大田市長久町長久 TEL(08548)2-0960(代) 有線162-16

三瓶高原コース

〒694-02 島根県大田市三瓶町志学



(有) 児玉商店

☎(08548)3-2226

フィールドアスレチック ☎(08547)3-0321
巨大迷路 大脱出 ☎(08548)3-2427
そば処 沙羅 ☎(08548)3-2427

松下電器産業株式会社
松江松下電器株式会社協力工場

仁摩電器株式会社

代表取締役社長 大畑良平

〒699-23 邇摩郡仁摩町大字仁万町 TEL (08548)8-2347

優良焼石膏

用途/ 歯科用・医療用・陶磁器型材用
美術用・教材用・完成ギプス



◎日本工業規格JIS.T-6604 JIS.R9111

島根石膏工業株式会社

代表取締役 栗栖熊雄

島根県大田市久手町刺鹿592-2 TEL (08548)2-0074



大田邇摩法人会会報 第15号

昭和63年7月1日発行

発行所 大田邇摩法人会

編集 広報委員会 委員長 渡辺常弘

大田市大田町 大田商工会議所内

TEL (08548) 2 - 0765

印刷 月橋印刷

大田市鳥井町 TEL 2 - 0540